

85. 20

特許を受ける権利が共有に係る出願について共有者のうちの「代表者」によってなされた審判請求の取扱い

特許を受ける権利が共有に係る審判請求において、審判請求書の請求人の欄に「代表者何某」と記載したとき、又は審判請求と同時に代表者選定届を提出し、審判請求書の請求人の欄には選定された代表者のみを「何某」と記載したときは、当該共有者全員を表示した請求書を提出するよう手続の補正を命ずるものとする。

(説明)

特許を受ける権利の共有者が、その共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない(特132条3項^{*1})。したがって、共有者の一部の者がした審判請求は不適法なものであって補正をすることができないから、当該審判の請求は審決をもって却下されることとなる(特135条^{*2})。

しかしながら上記の場合は、共有者全員が審判を請求する意思を有するものであることが、それぞれ推認できる。したがって請求書の審判請求人の記載に係る方式上の不備があるものと認め、標記のとおり取り扱う。

(注) 関連項目

[審判便覧22-03.1](#)

(改訂平成23・11)

*1 特132条3項：意52条において準用

*2 特135条：意52条、56条1項において準用